# 東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等 に伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに対する 意見募集の結果について

令 和 2 年 1 月 1 5 日 原 子 力 規 制 庁

### 1. 経緯

令和元年 10 月 30 日の第 39 回原子力規制委員会において、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正に対する意見公募手続の実施が了承され、本年 10 月 31 日から 11 月 29 日まで、行政手続法に基づく意見公募手続を実施した。

### 2. 意見募集の実施結果等

- (1) 意見募集対象:東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴 う関係規則及び告示の一部改正案
- (2) 実施結果等
- (1) 意見募集の期間: 令和元年10月31日から11月29日まで(30日間)
- ② 意見募集の方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送及びFAX
- ③ 御意見数: 3件\* 提出意見及びこれに対する考え方は、別紙1のとおりとしたい。

### 3. 規則及び告示の改正

2. を踏まえ、別紙2-1及び別紙2-2の案のとおり規則及び告示について決定いただきたい。また、提出意見、提出意見を考慮した結果等について、電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用して公示することとしたい。

### 4. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

## 5. 今後の予定

- (1) 規則及び告示の公布
  - 3. の決定後速やかに手続きを実施し、公布する。
- (2) 福島第一原子力発電所における検査に係る具体的な事項への対応 福島第一原子力発電所における実施計画の遵守状況の検査や事業者による検査 の具体的な運用等について、引き続き原子力規制庁において検討を行い、今年度 中に改めて原子力規制委員会に諮ることとする。

<sup>※</sup>御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙1のとおり15件。

# 6. 添付資料

- ・別紙1 提出意見とこれに対する考え方(案)
- ・別紙2-1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定 核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則(案)
- ・別紙2-2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定 核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正す る告示(案)

# 提出意見とこれに対する考え方(案)

# 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則(案)についての御意見

番号	提出意見(原文ママ)	考 え 方
1	別表の2ページの改正後欄の第2条第2項第11号ロの「事業所内」は「事	御指摘の表現については、技術基準規則等を参考に、後ろに
	業所」のほうがよいと思います。 同28ページの改正後欄の第16条の見出	「その周辺」が続くものについては「~内」を規定すると整理
	しの変更内容と同様に。	したものですので、原案のとおりとします。
2	別表の4ページの改正後欄の第1号イについて: 「イ」に付されている二	御指摘の二重傍線については、別表改正前欄第3条第1項第
	重傍線は傍線とすべきでは? 第2条第1号に該当するものであるから。(表	1 号ニを改正後欄において同号イに移動するため、改正規則本
	記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときにあたるものの表記部分以外も	文第3号に基づき付しているものですので、原案のとおりとし
	改正前欄及び改正後欄で異なっており単なる規定の移動ではないので第2条	ます。
	第3号に該当するものではないと思います。)	
3	別表の14ページの改正後欄の「第6条から第8条まで 削除」は、「第6	御理解のとおりです。なお、改正後は「第6条から第8条ま
	条 削除」、「第7条 削除」、「第8条 削除」に変更するのではないという理	で削除」との規定になります。
	解でよろしいか。	
4	第 13 条の 2「設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する	「消防吏員への通報」と「消防機関への通報」では、実質的
	措置」について、第1項第1号ロにおいて「消防吏員への通報に関すること。」	には同様の内容を表すものの、例えば実用炉則第135条(福
	を規定しているが、消防吏員への通報としている理由が不明である。	島第一原子力発電所にも適用)において、原子炉等規制法第6
	火災の通報については、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 24 条第1項	4条に基づき発電用原子炉設置者がとるべき応急の措置とし
	において「火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定	て、「発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発電用原子炉施設
	した場所に通報しなければならない。」と規定し、市町村長の指定する場所に	に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努め
	ついては、火災予防条例等において、消防本部、消防出張所等消防機関を指定	るとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること」と定めて
	(一部町村役場等を指定している例あり) している。	おり、これらの規定との整合をとるため、原案のように規定し
	消防法施行令第23条(昭和36年政令第37号)及び消防施行規則(昭和36	ております。
	年自治省令第6号)第25条においても「消防機関へ通報する火災報知設備に	
	関する基準」を規定しており、消防に関する法令では火災を通報する場所と	
	して消防機関を「規定している。また、消防吏員以外の職員が勤務している消	
	防機関もあることから、火災の通報を「消防吏員」とする特別な理由、根拠が	
	ないのであれば「消防機関への通報に関すること。」とすべきである。	
5	表の25ページの改正後欄の第14条第5号の「従業者」と同第6号の「従	「従業員」は誤記ですので、「従業者」に修正いたします。
	業員」との違いは何か?	
6	1F規則に規定される輸入溶接検査の対象について,確認したい。	輸入溶接検査については、従来から、1F規則第26条にお
	第26条で定める国産品の溶接検査の規定※1と、第29条で定める輸入	いて掲げる溶接検査の対象と同等の範囲の発電用原子炉施設を
	溶接検査の規定※2を比較すると、国産品の溶接検査は、施設区分3放射能濃	対象として、検査を実施しております。

度、最高使用圧力、口径(管の場合)で対象が区分されるが、輸入溶接検査に ついては、第26条で除外されていることから、これらの条件による対象の | め、御指摘を踏まえ、1F規則第29条を修正することとしま 区分がなく、輸入した「溶接したもの」の全てが輸入溶接検査の対象と読め す。

炉規制法第43条の3の13第1項の規定からも溶接検査と輸入溶接検査 の対象は同一であることから,不整合が生じている。

以上のことから、輸入溶接検査の対象(第29条第1項)は、「溶接をした 発電用原子炉施設であって輸入したもののうち、第26条に掲げるものの当 該溶接について行うもの」とすべきではないか。

※1:1F規則第26条(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)

「第18条の2第1項第1号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接(溶接 をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接を除く。) について 行うもの(以下「溶接検査」という。)を受ける発電用原子炉施設は、次の各 号に掲げるとおりとする。」(以下、省略)

※2:1F規則第29条(輸入溶接検査の申請)

「第18条の2第1項第1号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設で あって輸入したものの当該溶接について行うもの(以下「輸入溶接検査」とい う。) を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子 力規制委員会に提出しなければならない。」(以下、省略) 以上

1 F 規則における輸入溶接検査の対象をより明確にするた

# 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(案)についての御意見

	(末/についての)神感元	Ţ
番号	提 出 意 見(原文ママ)	考 え 方
1	第2条第2号に該当するものは別表に記載がないのではないか?	別表第14条第1号及び第2号が該当します。
2	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第1号、第2号の「運搬する物」と、同条の見出しの「運搬物」との違いは、何か?	別表改正後欄第13条の4見出しの「運搬物」は、規則第14条の2第1項第4号に規定する運搬物です。一方で、「運搬する物」は、運搬物並びに運搬機器(車両及びコンテナを除く。)を指しております。 なお、別表改正後欄第13条の4及び第13条の7の規定中で、コンテナ及び運搬機器についてそれぞれの用語の定義を定めず使用していたため、別表改正後欄第13条の4中に必要な定義を追記することとします。
3	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第5号、第6号の「コンテナ」は、同条第1号、第2号の「運搬する物」には当たらないと理解してよろしいか?	御理解のとおりです。
4	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第3号、第4号の「車両」について: これ以外の運搬機器についての線量当量率は規定しないのか?	線量当量率については、別表改正後欄第13条の4第5号及び第6号においてコンテナについて、また、同条第1号及び第2号において車両及びコンテナ以外の運搬機器並びに運搬物について、それぞれ定めております。
5	別表の4ページの改正後欄の第13条の7の「規則第十四条の二第二項」 は「規則第十四条の二第二項ロ」と記載すべきところでは?	別表改正後欄第13条の7は、「規則第十四条の二第二項」に おいて規定する特別措置に係る申請書に関する規定であるため、原案のとおりとします。 なお、御指摘の「規則第十四条の二第二項ロ」は、正確には 「規則第十四条の二第一項第二号ロ」を指すものと思われます。
6	別表の4ページの改正後欄の第13条の7第4号「講ずることが著しく困難である措置」: 規則第14条の2第2項ロに規定されている「容器に封入して運搬すること」以外に想定しているものがあるのか?	別表改正後欄第13条の7第4号は、規則第14条の2第1 項第3号及び第4号に掲げる措置の全部又は一部を想定しております。 なお、上記5後段で示した考え方も参照してください。

7	別表の4ページの改正後欄の第13条の7第5号「運搬に使用する容器」:	別表改正後欄第13条の7は、規則第14条の2第2項に規
	容器に封入しない場合の申請なのだから容器を使用しない場合が原則ではな	定する規則第14条の2第1項第3号及び第4号に掲げる措置
	いのか?	の一部又は全部を講ずることが著しく困難なときを想定してお
		り、容器を使用しない場合のみを想定しているわけではありま
		せん。
		なお、上記5後段で示した考え方も参照してください。
8	別表の5ページの改正後欄の第14条第2号の「その他必要な物件」は「そ	「~、その他○○」は、前に掲げる事項と「その他○○」を
	の他の必要な物件」としたほうよいと思います。同第4号の「その他の必要な	並列的に規定するものであり、一方で、「~、その他の○○」は、
	試料」と同様に。	「○○」が前に掲げる事項も包含するよう規定するものです。
		別表改正後欄第14条第2号におけるそれぞれの記載はいずれ
		もこの考え方に基づき規定しているため、原案のとおりとしま
		す。
9	別表の6ページの改正後欄の第14条第3号の「その他関係者」は「その他	上記8で示した考え方を参照してください。
	の関係者」としたほうがよいと思います。同第4号の「その他の必要な試料」	
	と同様に。	

# 別紙 2 - 1

○原子力規制委員会規則第

号

原 子 力 利 用 に お け る安全対 策  $\mathcal{O}$ 強 化  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 核 原 料 物 質、 核燃 料物質及び 原子 炉  $\mathcal{O}$ 規 制 に関 民する法 律 等  $\mathcal{O}$ 

部 を改 正 す る法 律 伞 成 <u>一</u> 十 九 年 法 律 第 + 五 号) 0 部  $\mathcal{O}$ 施 行 及 び 原 子 力 利 用 に お け る 安 全 対 策  $\mathcal{O}$ 強 化  $\mathcal{O}$ 

た め  $\mathcal{O}$ 核 原 料 物 質 核 燃 料 物 質 及び 原 子 炉  $\mathcal{O}$ 規 制 12 関 す る 法 律 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正す る 法 律  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴う

関 係 政 令 0 整 備等及 Ţ 経過措 置 に関い する政令 ( 令 和 元 年 政令第百 五 十 五号) の施 行 に 伴 V) 並 び 12 核 原 料 物

質 核 燃 料 物 質 及 び 原子 炉  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 す る法 律 (昭 和三十二年 法 律 第 百六十六号) 第 四 |十三条の三の二十

第 几 十三 条の三の二十二第 項、 第 匹 十三 条 の三の二十六第 項 及 び 第六 十二条 の 三  $\mathcal{O}$ 規 定に 基づ き、 及

び 同 法を実 施するため、 東京 電 力株式会社福 島 第一 原 子 力発電 所 原子 炉 施 設の 保安及び 特 定 核核 《燃料物 質  $\mathcal{O}$ 防

護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

東京 電 力 株 式会社福 島 第 原子 力発電 所原子 炉施設の保安及び特定核 燃料 物 質  $\mathcal{O}$ 防 護に 関 はする 規 則  $\mathcal{O}$ 

一部を改正する規則

# (改正の対象となる規則の一部改正)

第十条--東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規

則 (平成二十五年原子 力規制 委員会規則第二号) の — 部 を、 別 表により改正 する。 こ の 場合にお V

前条の同 表中の傍線 破線及び二重傍線 の意義が は、 次に掲げるとおりとする。

改 正 前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

条項 番号そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 標記 部分 (以下単に 「標記部分」という。) に二重傍線を付した規定を改正 前 欄 及

び 改正後欄に対応して掲げている場合であって、 標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、 改

正 前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

 $\equiv$ 標記 部分に二重傍線を付 した規定を改 S正前欄 及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、 標記

部分が 改 Î 前 欄 及び 改 Ê 一後欄 で異なるときは、 改正 一前欄 に掲げる規定を改正 後欄に掲げる規定とし て移

動すること。

兀 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、 改正後欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五. 標記 部分に二重傍線を付 ľ た規定を改正 後欄に掲 げている場合であって、 改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

第 条 ک 0 規 則 は、 原子力利用における安全対策の強化のため の核原料物質、 核 燃料物質及び原子 炉  $\mathcal{O}$ 規

制 に関 す る法 律 等  $\bigcirc$ 部 を改 正 す る法 :律《平成二十 九年法律第十五号)=第三条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 和

年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二 条 ۲  $\mathcal{O}$ 規 則  $\mathcal{O}$ 施 行前 にこの 規 則 による改正 前 の東京電力株式会社福 島第一 原子力発電 所 原子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 

保安 及 び 特 定 核 燃 料 物 質  $\mathcal{O}$ 防 護 に 関 す る規 則 ( 以 下 <u>こ</u>の 条に お 1 て 旧 規 則 という。 第三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 

規 定に、 ょ り記 録 L た 同 項  $\bigcirc$ 表  $\mathcal{O}$ Ĺ 欄 に 掲げ る事 項の保存については この 規則による改正 一後の 東京 電 力株

式会社福島第 原子力発電 所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 (以下この条にお

1 7 「新規則」という。) 第三条 の規定にかかわらず、 なお 従前 の例による。

2 東京 電 力株式 会社 福 島第一 原子力発 電所 原 子 炉 施 設 (東京電力株式会社 福島 第 原 子· 力発電所原 // 子炉施

設 に 0 1 7 0 核 原 料 物 質 核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 す る法 律  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 する政 令 ( 平 成 +五. 年

政令第五 十三号) 本則に規定する東京電力 株 式会社 福 島 第 原子 力発電 所 原子 炉 施設をいう。 に お 1 7

発 電 用原子炉設置者が行う保安活動 (原子: 力施設の保安の ため の業務に係る品質管理に必要な体 制  $\mathcal{O}$ 基 潍

に関する規則(令和北二年原子力規制委員会規則第 号。以

5。以下この項において「品質管理基準

進

規

則

とい う。 第二条第二 項第 号には 規 定す る保 安活 動 をい う。 につ 7 7 は 品 質 管 理 基 準 規 則 第 条 第二

項第四号に規定する品質マネジメントシ ステムを導入するため 0 核 原 料 物 質、 核 \燃料 物 質 及び 原 子 炉  $\mathcal{O}$ 規

制 に .関する法律--(昭和三十二年法律第亩木十木号)-第六十四条の三 第二項による実施 計 画  $\mathcal{O}$ 変更の 認 可  $\mathcal{O}$ 

申 請 に 係 る認 可 又 は 認 可  $\mathcal{O}$ 拒 否  $\mathcal{O}$ 処 分の あ 0 た 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 は、 新 規 則第三 一条第 項の 表 第十 -号及び: 第 五. 条

 $\mathcal{O}$ 規 定 に カン か わ 5 ず、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よ

3

こ の 規 則  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 (C 旧 !規則! 第十 四条第三号の規定により選任されている運転責任者は、 新規 別第十

四条第三号の規定により選任された運転管理責任者とみなす。

4 この規則の施行の日の前日までに旧規則第三十四条第一項の規定に基づいてされた申請に係る施設定期

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入検査の実施については、なお従前の例による。

第四号に規定する品質マネジメントシステムネジメントシステム」とは、品質管理基準規二条第二項第一号に規定する保安活動をいう会規則第 号。以下「品質管理基準規則必要だ体制の基準に関する規則(名表別)	質管里こ公要な本制の基準で掲げる見則(今回共二年系「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係〜七一略]	この規則において、次の各号条 [略] 定義)	(適用)  「適用)  「適用)  「適用)  「適用)  「適用)  「適用)  「適用)	改 正 後
[号を加える。]	[号を加える。][一〜七 同上]	2 [同上] 第二条 [同上] (定義)	(適用)  (適用)  (適用)  (適用)	改正前

施設の施設管理一 発電用原子炉	記録事項 記録すべき場合	(記録) (記録)	正規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 に規定する。 のをいう。 に規定する。 に規定する。 のをいう。 に規定する。 のをいう。 に規定する。 のをとなるがある事象」とは、 となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ となるおそれがある事象であ	
	保存期間	a 措置によることができ ならない。ただし、原 ならない。ただし、原 をきは、当該記録に代 の を を は ならない。 ただし、 原 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	三条の三の三十四条の 以下この項においる事項に係る事象であったものの発電用の会性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるものの設定がある事象であって人為によるものの設定がある事象であるおそれがある事象であって人為によるものの発電用原子	『亰子戸施設のうち、令――――――――――――――――――――――――――――――――――――
施設の保守管理	記録事項	(記録) 第三条 法第四十三条 所子炉ごとに、次書 がる期間これを保存 がる期間これを保存 がるとこ 大規制委員会がやな がるとこ	号 を 加 え	「号を加える。」
	記録すべき場合	を は た た た た た た た た た た た た た た た た た た		
	保存期間	措置によることができる、それぞれ同表下欄に掲、それぞれ同表下欄に掲定による記録は、発電用定による記録は、発電用		

(第十二条に規 を で で 同じ。) に 係 で に が う。 以	「削る。」	[削る。]	「削る。」
	[削る。]	削る。」	削る。
	[削る。]	「削 る。」	削る。」
記録	結果 第一項の規 による検査の で も は は も も は は る 検査の ま の も の も の も の も の も の も の も の も り も り も	世 検査の結果 の規定による の共五 の十五	型 規 第 十一条 の
	検査の都度	検査の都度	を除き、毎日一回 とする。 を除き、毎日一回 を除き、毎日一回 を除き、毎日一回 を除き、毎日一回 を除き、毎日一回 を除き、毎日一回 を除き、毎日一回 を除き、毎日一回 を放っては がり、全ての を廃止措置 がら がら がら がら がら が の に の に に に に に に に に に に に に に
	間の検査の時までの期同一事項に関する次	間の検査の時までの期同一事項に関する次	過するまでの期間 を乗した後五年が経 が経

果とお検査の結ける検査の結びによる検査の規定に	日   日   日   日   日   日   日   日 	不 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	
検査の都度	略	都度で理の実施の	
ついては当該燃料体する期間(燃料体に開原子炉施設の存続検査を実施した発電	期間 開展子炉施設の施設 管理方針、施設管理実 が一般である。 一般では一般では一般である。 一般では一般では一般である。 一般では一般でである。 一般では一般でである。 一般では一般でである。 一般では一般でである。 一般では一般でである。 一般では一般でである。 一般では一般でである。 一般では一般でである。 一般では一般では、一般では、一般では、一般である。 一般では、一般では、一般である。 一般では、一般では、一般である。 一般では、一般では、一般である。 一般では、一般では、一般である。 一般では、一般では、一般である。 一般では、一般では、一般である。 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、	施設管理を実施した が経過するまでの期間 での期間	
「加 え る。」	担び評関管はよる場合の を関するのは、 を関するののは、 を関するののは、 を関するののは、 を関するののは、 を関するののは、 を関するののは、 を関するののは、 を関するのが、 を見なのが、 をしたが、 をしが、 をしたが、 をしたが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をし	四 の 氏名 の まる 保守管理 の 表 の 実 施 状 況 及 担 当 者	者の氏名の でにその でにその がにその が に る。 が れ い て れ い て れ い る。 か は れ い る 。 が れ り る 。 が れ り る 。 と れ り る 。 と れ り る 。 た る 。 ん り 。 ん り 。 ん り 。 ん ん ん り る ん ん る ん ん 。 ん ん る ん る ん ん る ん る ん 。 と る ん る ん る ん 。 と 。 と る と る と る と る と る と る と る と る と
 加える。」	同上	都度 程守管理の実施の	
 加 え る。 〕	(保守管理の目標) (保守管理の目標でまで) (保守管理の実施に関する方針、 であ計画の改定まで 関係で発達のは、 (保守管理の目標では、 (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、) (保守管理の目標では、)	保守管理を実施したる。の期間	

に係るものを除 に係るものを除 く。)	二 果 よる 検 査 の 規 定 の 結 に 第
	検 査 の 都 度
	に係る 者に記録を引き渡する事業 者に記録を引き渡する事業 での期間) までの期間(燃料体に は当該燃料体に がながれば、 がながれば、 がながれば、 がのがでは、 がいでは、 はいがは、 はいがは、 はいがは、 はいがは、 はいがは、 はいがは、 はいがは、
二 運転記録(法 の三十四第二項の三十四第二項に を受けた に でいる こう	加 え る。 」
	「加 え る。」
	加 え る。 」
	二 運転記録 (廃

[削る。] [削。] [削る。] [削。] [削。] [则。] [则。] [则。] [则。] [则。] [则。] [则。] [则	
□ [削る。] □ [則る。] □ [則。] □ [则。]	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
世内 ・ も四、号 び温け及く係及号 及中炉 のの号三炉制 流度るび炉、一原 び性心 にを炉号、御 量、冷出 のの号三炉炉 といる を炉片にが 温子に を炉片にが 上却口のの号三炉炉 度束お を係及号 力材に入を炉号、本 密け	
世内 ・ も四、号 び温け及く係及号 及中炉 のの号三炉制 流度るび炉、一原 び性心 にを炉号、御 量、冷出 のの号三炉炉 といる を炉片にが 温子に を炉片にが 上却口のの号三炉炉 度束お を係及号 力材に入を炉号、本 密け	
置 °るび炉一 及のお口除に炉二体 度る	「 熱 は 大 大 大 に に に に に に に に に に に に に
運     運       転     転       中     中       -     -	
運転中一時間ごと 十年間 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
一     一     十       年     年     年       間     間     間	

後の発電用原 及び運転停止	「削る。」	削る。」	
[略]	「削る。」	削る。」	
略]	[削る。]	削る。」	
後の発電用原及び運転停止 運転開始前	体の配置 体の配置 体の配置 体の配置 体の配置 体の配置 体の配置 体の配置	日に で	号炉、三号炉 二
[同上]	配置又は配置替え	<del>毎</del> 日 一 回	
[同上]	取出後十年間	— 年 間	

二 (四号炉、 ラに規定する 原子力発電力株式 会社福島第一 会社福島第一 会社福島第一	 (日本) (日本	口	「削る。」	検の結果
略	交代の都度	略	削る。」	
略	略」	略]	削る。」	
ル 原子炉本体	ヌ 及び運転責任 れらの者の方 で代時の引継び を代時の引継び	ッ    同上]	手 (一号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三	検 子炉施設の点
[同上]	の都度を開始及び交代	[同上]	そ の 都 度	
同上	[同上]	[同上]	一 年 間	

	川 [略]	ヌ	リ <b> </b> [略]	利 [略]		一 [略]		の流量 の流量 の流量 の流量 の流量 の流量 の流量 の流量
略	略	略	略	略	略	略	略	
略	[略]	略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
ツ   同  上]	៕ [同上]	川 [同上]	夕	ョ [同上]	カ	別 [同上]	케 [同上]	流量 発電所原子炉 (保るものを除る) (本る) (本の) (本o) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a
[同上]	[同上]	[同上]	同上	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	
	[略] [略] "则[同上]	[略]     [8]       [8]     [8]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [2]     [1]       [3]     [1]       [4]     [1]       [5]     [1]       [6]     [1]       [8]     [1]       [9]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [2]     [1]       [3]     [1]       [4]     [1]       [5]     [1]       [6]     [1]       [7]     [1]       [8]     [1]       [9]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [1]     [1]       [2]     [1]       [4]     [1]       [5]     [1]       [6]     [1]       [7]     [1]       [8]     [1]       [9]     [1]       [1]     [1	[略]     [略]     [略]     「い」     「同       [日本]     [日本]     「日本]     「日	[略]     [略]     [略]     [略]     「明]       [日本日本学院     [日本学院     [日本学院     [日本学院     [日本学院       [日本学院     [日本学院     [日本学院     [日本学院     [日本学院     [日本学院       [日本学院	[略]       [略]       [略]       [略]       [略]       [略]       [略]       [略]       [日       [日	[略]       [報]       [日]       [日] <t< td=""><td>  「略]</td><td>  「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略]</td></t<>	「略]	「略]

イ 発電用原子	最 放射線管理記	四 [略]	[イ〜チ 略]	三 (イかられては、 (オからな事項に を を を を に掲げる事項に を を に掲げる事項に を を を に に は、 に の に は、 の に の に は、 の に は、 の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に に の に に の に の に の に に の に の に に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に
日四。		[略]	[略]	
略		[略]	[略]	
	 五 録	四		 三  
ち除の並炉炉を発売する。		[同上]	イ~チ	施をででにのにのににのににのににのにはにはときでときでのにときときときときときときときときときときときときときときときとききき <t< td=""></t<>
) 遊蔵 遊びにこれら が属施設を がのう が属がいた がのう	放射線管理記	上	同上	一 燃料体の記録での での 核燃料体の に掲げる事項に での 核燃料体の 三 での 核燃料 物質 を廃止措置 対象質 を除け、全 を 験出し しまる いっこの に は が は が は が は が な が ら い ま で の ま で か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か
廃止措置対象施設 (歴史) 一年日一回。ただし 一年日一回。ただし 一年日一回。ただし 一年日一回。ただし		同上	[同上]	
同上		[同上]	[同上]	

定する東京電が四号炉(2 号炉、二号炉施設に係る一 るの放を措線側射除置 島 発電所原子炉 るけ 号 貯 使 炉 蔵 用 以 下 号炉をいう 三号炉及び 第 株式会社福 ぞれ令に規 もる 立びに廃 対の必要 一同じ。 二号炉 原子力 一号炉及~、二号 施 済 燃 設 電 止 一回とする。設に限る。) 蔵 毎 録にあっては毎週 (廃止措置対象施 (廃止措置対象施 (を変しがのを設めのを (を変し、)の記 (を変し、)の記 (を変し、)の記 (を変し、)の記 日 口。 ただし 略 当に 遊 た 設 から と から を 搬 物 の 放 を 搬 出 し 施 関 線 く し 施 魔 及び四号炉並号炉、三号炉 るもの ける必 発電用原子炉 認 に係るものを 一条の三のコ に法第四 可を受けた 四第二項 原 0 十三条の三 号炉、 認 子 全ての核 (法第 可を受 · 四 第 炉 本 ) 対 の施設 回とし、 °は 合における使用済 毎 料 対の 口 : の 貯 の 三 象施 とし 毎の象 あ 限 止 料の貯蔵施設 認可を受けた場 あ 限 日 毎  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ つては る。 貯 る。 記施 措置対象施設 第 記 施設 0 週 週 記録にあって心設に限る。 設に限る。 + 口。 録に 7 蔵 兀 蔵 ( 廃 止 (廃止措置 回とす 回とす 匹 は 使用済燃 十三条の 施 使 にあって 売 売 設 以 外 用済燃 第二項 ただし 毎日 毎日 0  $\mathcal{O}$ 記録 記 同 上

イ [略]	九 廃止措置記録	[六~八 略]	[ハ〜ヲ 略]	当に遮。るび炉一廃射除に措置である四、号乗性くるが、号乗性くるが、号乗性のの号三炉施廃。)、のかを炉号、設乗、のかを炉けった。
程の終了の都度配措置対象施設		略]	略]	
略]		略]	略」	
イ [同上]	九 廃止措置記録	[六~八 同上]	「ハ〜ヲ 同上」	量壁線く係及号(の放を炉た設止燃け項当に遮。るでが、分解性の発動を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始をできるのが、のののでは、ののでは、できるのができるのができるのができるのができるのができるのができるのができるのが
の三十四第二項の 部可を受けた廃止 認可を受けた廃止 記言計画に記載さ れた工事の各工程		[同上]	[同上]	
同上		[同上]	[同上]	

[略]   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	十 品質管理基準 [略] 中 品質管理基準 [略]	者 の 氏 名	) 測 、果 · 定 測 、		が 表 を 放 い 『 射 面 除 射 生 』	5 置対象施設か をなる廃止措 となる廃止措 に規定す [略]
のの状、では、 質しての文字には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	[略]					略」
上	の大部画に関しての文書及び品質保証計画に関しての文書及び品が、評価及び改善できる。 での文書及び品が、評価及び改善できる。 での文書及び品が、評価及び改善できる。 での文書及び品が、に対しての文書を強く。)	た及方	定質れ	」当 質 け )	~棄物にか区	設備のうち管 原子炉施設の 原子炉施設の 以下で をなる発電用 に に 規定す [同
						上

(品質マネジメント 第五条 法第四十三条 原子炉設置者は、実 でネジメントシステ マネジメントシステ までに規定する措置 おなければならない。	6 第一項の表第五 存期間は、法第四 た第一項の表第五	一	[号を削る。]	十一 [略]	く。) 掲げるものを除
	八項の確認を受けるまでの期間とする。 て準用する法第十二条十三条の三の三十四第三項において準用する の記録の保存期間は、号ヌ及びル、第六号並びに第九号の記録の保 6 第一項の表第五号ヌー	略]	削る。」		
大人の改善を継続して行 実施、評価及び改善を 動(第九条から第十六条 のるところにより、品質 のるところにより、品質 のの規定により、発電用		略」	「削る。」		
な及規 こ 実子条品 実子の 規 に		十三 [同上]	十二条の三の三の一条の三の一条の三の一条の三の一項に規定の方を全を発電用原子を発電の二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	十一[同上]	
		同上	評の炉す九三 		
(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	の六第八項の確認を受けるまでの期間法第四十三条の三の三十四第三項にお及びル、第六号、第九号並びに第十二	[同上]	第六項に定める期間		

(保安活 動  $\mathcal{O}$ 実 計 施

を定めること。
保安のための重要度に応じて前号の検査は 及び試験を行う

五.

発生した場合は、これを適切要求事項に適合しない状態

に ( 以 下 · 管 理

する方法

を定めること。

「不適合」という。)

次に掲げる事項とする。第七条 品質保証計画において保安活動の改善) 不適合に対する再発防 け る保安活動の 止 0) ために 行う是正に関する処 改 善 に関 する事 項 置 は

**- 26 -**- 15 -

四 実用炉規則第七十四条の評価結果を適切に反映すること。 という。)を確立して行うこと。 という。)に関する手順(根本原因分析の手順を含む。)を確立して行うこと。 こ 子防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における 子防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における 子防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における 子師を含む。)を確立して行うこと。 ら得られた知見を適切に反映すること。 いいり、)の明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の目が発生した根本的な原因を容易に、 という。)に関する手順(第十八条各号に以下「是正処置」という。)に関する手順(第十八条各号に 根本原因分析」という。)のが発生した根本的な原因を密関する手順(第十八条各号に を号 の究に

- 処置」という。)に関する手順(根本原因ある不適合を防止するための予防に関する
- 設け かる
- 映すること。

:業手順 書等 の遵 守

第八 原子炉設置者は、実施計画に基づきて八条 法第四十三条の三の二十二第 保安に関する文書を定め、これらを遵守 [に基づき要領書、作] 二十二第一項の規定 **寸しなければならない。 領書、作業手順書そのM現の規定により、発電田** り、 他用

(発電用原子炉施設の巡視及び設備について点検を行わせなけ でれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなけ がた者を除く。)は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び は、がはく放射線量の評価を踏まえ巡視及び 用原子炉設置者(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受 の発電用原子炉施設の巡視及び点検)

るための設備 であった 一 一号炉、二号炉、三号炉、三号炉及び設備 ればならない。 たも び 兀 号  $\mathcal{O}$ 炉 0 崩 並 壊 び 熱 にこ ※を安全 れ 5 に  $\mathcal{O}$ 除 附 去 属 す 施

体又は燃料

体であったものを未臨界に維持するため

**- 27 -**- 16 -

発電 \* 法第四-

に関し、 じなければならない。 |関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講第十七条の二第二項第一号において「施設管理」という。) 事 子 設置 巡 視 点 検 検査その他 の施設の管理(以下この条及

ること。 (以下この条に 発電用原子炉施設が これを設置し、 ただし、 廃止措置対象施設に おいて「施設管理方針」という。)を定め 及び維持するため、 実施計画に定められ 0 V, 施設管理に関する方 た性 ては、この限りで 能を有するよ

[号を削る。

体又は燃料 体 で 0 ŧ 0 が 未臨 界に 維 持 さ れ て 設

射 性 廃 棄 物 管 理

附属施設

次に

掲

げ

る

する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならないは原則として毎日一回以上)、発電用原子炉施設の保全に従事条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、二 その他保安上必要な施設及び設備ロ 制御材駆動設備 原子炉冷却系統施設 2

第十二条 」という。)に関し、査、補修、取替え、改 げる措置を講じなければならない。 用 に おける発電用原 子炉施設の保全のために行う点検、 3、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に改造その他の必要な措置 (以下「保守管 発電用原子炉施設の運転中及び運 項の規 定 ょ 試 り、 転 停止 験 発 掲 理 検 中電

守管理方針」という。)を定めること。ただし、るよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針 条の三の三十 実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能 四第二項 0 認可を受けた場合は、 この い が維持され 法第四 限りで 十三

前号ただし書の場合に おいては、 法第四十三条の三の三十

目定 ロ標」という。)を定めること。 に量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理ないのででででです。以下この条において「施設管理ないのででででです。 がき施設管理の目標(施設管理の重要度が高い系統についてが、があり規定により定められた施設管理方針に従って達成す

すること。 画」という。 [] という。) を策定し、当該計画に従って]実施に関する計画(以下この条において「 施 設管理目 標を達成するため、次 の事 でて施設管理なって施設管理な 項を定 かた 施 を実施 実施計 設 管理

施設管 理 実 施 計 画 0 始期及び期間に関すること。

ハロ 「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期に関する「発電用原子炉施設の点検、検査等(以下この号において」めに実施するものに限る。)に関すること。 発電用原子 (子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保全の)(子炉施設の設計及び工事に関すること。 た

ホ 発電用原発電用原 への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき確認及び評価の方法に関すること。発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検系電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する 工事及び点検等を実施する際に 行

及び点検等

Ò

結

果

。 の へ 確 理 基 準 規 則 第 一条第 二項 第七号に 規 定する き 未然防 処 置 止 (品 処

> その性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る発電用原子炉施設(当該認可を受けた廃止措置計画において書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十 )の保守管理方針を定めること。

イ 保守 管 理 0 実 施に関する計画の始期 及び期間 に 関するこ

[号の細分を加える。]

口 法、 び改造等(以下この号において「点検等」発電用原子炉施設の点検、試験、検査、 実施 頻度並 時 期 (発電用原 子炉施設 という。)のh補修、取替えれ 法 兀 0) 十三 方 運

本 二の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電 保のための措置に関すること。 保のための措置に関すること。 保のための措置に関すること。 保のための措置に関すること。 保のための措置に関すること。 に関すること。 安 0) 方  $\mathcal{O}$ 

処置 電 用 並原

を む に 関 すること。

発 電 用 原 子 炉 施設の 施設管 理 に 関 でする記 録に 関すること そ

兀 れ ぞ 施 設 れ 次に 管 理 掲げる期 方 施 設管 間ごとに評 理 目 標 価すること。 及 び 施 設 管 理 実 施 計 画 を、

ロイ 施施 設 設 管 管 理 理 実 方 施 針 計及画び 画にあっては、5 施設管理目標 標 前号イに規定するにあっては、一定 は、 期期 間間

Ŧī. 理 方針 前 号 0) 施 評 設 価 管 を 理 実 施す 目 標 又は施設な Ź 都 度、 速やか 管 理実 に、そ 施計 画 の結 に 反 果を施 映すること 設管

て、 にあ 発 電 る 用 前各号に掲げる措置に 場合においては、 原 子 炉 施 設 が べその 1について特別な措置を講ずること当該発電用原子炉施設の状態に応い施設管理を行う観点から特別な状

七

をした場合には、 『が次の各号のいずれにも適合していることを確認することの工事及び性能について検査を行い、当該発電用原子炉施した場合には、その使用の開始前に、当該発電用原子炉施・炉施設のうち溶接をするものの溶接を含む。以下同じ。)発電用原子炉施設について設置又は変更の工事(発電用原発電用原子炉施設について設置又は変更の工事(発電用原

わ 当 れ たも 該 発  $\mathcal{O}$ 電 であること。 用原子炉 施設 に 係る工 事 が 実 施 計 画 に 従って

けるも 使用を するもの 当 当 該 のであることを確認すること。 該 開 発 であること。 電 用 原子炉施 設 が 実 施 計 画 に 定  $\Diamond$ 5 れ た 性 に能を有

度 に ついては、この 前 号に 規 限りでない。 定する 検査 0) 計 画 「 及 び 実施状況につ

> び に 予 用防原処 原子炉の 関すること。

発電 施設の保守管理に関する 記 録に関う す るこ

五. 守管 に評価すること。 発 理 電 の実施 用 原 子 に関 炉 施 殿する計画な を、 管理 それぞれ次に掲げる期に方針、保守管理の目標 間 及 ごと保

イ 保守管理の実施に関する計画にあっては、保守管理方針及び保守管理の目標にあって 理方針 って 前号イ に定 規期 定間

実施に関する計画に実施に関する計画に 前号の評価する期間 価 を実 管理 施 でする 方針、 度、 保 守管 速やか 理 0 目 そ 標 又は  $\mathcal{O}$ 結 保 果 守 を 管 発 理 電 の用

に て、 発 あ 電 前る用

\_号を加える。

[号を加える。

[号を加える。

# 7 原 子 力 規 制 委 員 (会に報告すること。

措 (設計 上 慮 する事 象に 係る発電用原子 ,炉施設 の保全に 関す

より、

認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りが発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないとする措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会定めるところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関用原子炉設置者は、設計上考慮する事象に関して、実施計画に利土三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電

する計 業所 発電 当該計画の 画用 原 お ける 次 子 を行 子炉施設を設置し  $\mathcal{O}$ に 炉 )火災に関することを含む。)を定めるとともに掲げる発電用原子炉施設を設置した工場又は、施設の必要な機能を維持するための活動に関 実行に必要な要員を配置し、当該計画に従っ わせること。

発

電用原

た工場又は事業所における可

び訓練 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及一 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設のへ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着す 口 消防吏員への通報に関すること。 燃物の管理に関すること。 を定期に実施すること。 車の

における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動三号に掲げるもののほか、設計上考慮する事象の発生時限明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源で必要な機能を維持する事象の発生時における発電用原子炉施設の一設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の で電源を 活時

を整備すること。

除

(設計上考 慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する

条を削る。 1 原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情に **井炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。** おいては、この限りでない。 よりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合に 法第四十三条の三の二十二第一項

て必要な活動を行わせること。 に、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従っ する計画(次に掲げる発電用原子炉施設を設置した工場又は 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可

消防吏員への通報に関すること。

設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着す

必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及 照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車 前三号に掲げるもののほか、設計上考慮する事象の発生時

> (火災発生時に の整備 け る 発 電 用 原 子 炉 施 設 0 保 全 0) た 8 0 活 動 を

その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。の保全のための活動(消防吏員への通報、消火又は延焼の防止事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は 施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はそのなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉 一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のため必要がないと認めた場合においては、この限りでない。 以下同じ。)を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じ 法第四 は、発電用原子炉施設を設置した工場十三条の三の二十二第一項の規定によ り

を行うために必要な計画を策定すること。  $\mathcal{O}$ 活

二 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために を設置すること。 必 要 な 設 備 動

兀 三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全 を行うために必要な要員を配置すること。 0) た  $\Diamond$ 0 活

五. を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その火災発生時における発電用原子炉施設の保全のためを行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。 を行うために必要な化学消 火災発生時における発電用原子炉施設の保全の ため 他の 0) の活 活 資 動

物を適切に管理すること。 機材を備え付けること。 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業 所に お け る 可 燃

子炉施設の保全のための活動を行うため前各号に掲げるもののほか、火災発生 火災発生時にお に 必 要 な体 制 発 電 を 整用 備原

結果に基づき必要な措置 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、 [を講ずること。 評

[条を削る。

水 制 け る 発 電 用 原子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 保 全 0 た  $\Diamond$ 

 $\mathcal{O}$ 

活

第四 0) か発生した場合にな電用原子炉施設内にの三の二十二第一項 に項 おのけ規 る定溢に のいた。 ス用置用 用置原 を 子 講 子 は ろ り た 用水よ  $\Diamond$ ŋ 0)

- た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$
- 公要な照明器具、無線機器その他の資機における発電用原子炉施設の保全のためでする訓練に関する措置を講ずること。における発電用原子炉施設の保全のためにおける発電用原子炉施設の保全のため
- を備 え付けること。
- 結果に基づき必要な前各号の措置につい 原前 原子炉施設の保全の別各号に掲げるもの 全ものの ための活動を行うために必のほか、内部溢水発生時に て定期的 に .評価を行うとともに、 要な体が 評 制発 を電

保 全 0) た 8 0

措置を講ずること。

異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重出事業所において、重大事故に至るおそれのある事故第十三条の四 法第四十三条の三の二十二第一項の規定の重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全 大事故等」と総称する。 が発生した場合に 重故し 規 た工に おけ 大重運 定 に 故転場 る ょ 発(時又り、電以のは、

「条を削

材の

、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでな電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め。)の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げるたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しな用原子炉施設(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け

- $\mathcal{O}$ た 8
- )を配置すること。 の活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」と一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全の活動を行うために必要な計画を策定すること。 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全 いの うため
- 施すること。 対策要員に対する教育 及 び 訓 練 を 毎 年 口 以 上 定 期 的 に 実
- の活動を行うために必れ 重大事故等発生時に の活動を行うために必 重大事故等発生時に ・ はける発電 は必要な電源車 は必要な電源車 消防自治 動施 車、の  $\mathcal{O}$ 消保 火 全 ホの 一た
- 重大事故等発生時における 大事故等発生時にお 大めの対策に関すること。 本めの対策に関すること。 本のの対策に関すること。 するための対策に関すること。 するための対策に関すること。 〈な次に掲げる事項を定:・ける発電用原子炉施設 とめ、これないの保全のな をた 対め
  - 衆に関すること。 発生時におけ 関すること。 おけ る炉 子 小 炉 0 著 格 納 L 容 1 損傷 器 0 破 を 損 防 を 止 防 す 止
- 損傷を防止するた時における使用さ の止するためのこのとのである。 対 貯 策 蔵 に設 関備 すに っること
- 前い 損 重 (傷を防) 号に掲げ 止 等 するため、 るもの 0) ほか、重大事でつの対策に関すること。いまける原子炉停止時の 大事故等発生時 燃 に 料 おけ 体  $\mathcal{O}$ る 著 発

六

**- 34 -**- 23 -

スめ

「条を削 る。

> 電用 原 子 炉施 設 0 保 全 0 た 8  $\mathcal{O}$ 活 動 を 行うた  $\emptyset$ に 必 要 な 体 制

前各号の措置にを整備すること。 結果に基づき必要な措置を講ずること。 つい て定期的 に評価を行うととも に、 評

動 規模損 体壊制発 の生 備 に お け る 発 電 用原子 炉 施 設 の保 全  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 

条の五 空 又 ŋ

- 三 大規模損壊発生時におった規模損壊発生時におった規模損壊発生時におっために必要の活動を行うために必要の活動を行うために必要の活動を行うために必要 における発売における発売 (を配置すること。)電用原子炉施設の [を策定すること。 電用原子炉施設の 0 保 保 全 全 0) 0 た た 8
- の活動を行う要員に すること。 に必要な要員、 対 でする教育及び訓練を毎年一おける発電用原子炉施設の 回保 以全 上の 定た

期め

- 大規模損壊な ぬ模損壊発生時に他の資機材を備ら動を行うために X 発生時 **伽え付けること。** に必要な電源車、 時における発電用 おける発電用 な電源車、ける発電用 用 消原 防子 自炉 動施 車設の 0 保 消保 全 火 全 ホの 一た スめ
- 損 、壊発 生時 必に 要な次に掲げる事 に おける大規模な火災が発生 のる事項の原子炉 を定定 め 、 保 ۲ L た場 れの をた 合 要め

号 に 定 め る ŧ 0 0 ほ カ 運 転 管 理 責任 一者に 関 必 要な事

電用原子炉施設の保全のための活
、前各号に掲げるもののほか、大
大 前各号に掲げるもののほか、大
大 大規模損壊発生時における地 の保 対策に関すること。 損消 壊発

心設については、 設置者 法 原 ては、この限りでない。
置を講じなければならない。ただし、廃止措置を講じなければならない。ただし、廃止措置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設別四十三条の三の二十二第一項の規定により、 第 b, 設 置  $\mathcal{O}$ 対運発転電

子

電

用

子

こ、かつ、原子力規制設の運転に必要な知識 前号の構成人員のうち  $\mathcal{O}$ 中から 略」 原子力規制委員会が告示で定める基準に適合した1必要な知識、技能及び経験を有している者であっ1成人員のうち運転管理責任者は、発電用原子炉施 選 任 「すること。

を

削

兀

お ける 火活 関 すること。

ための対策に関すること。 生時に おける炉心  $\mathcal{O}$ 著 L 1 損 傷 を 緩 和

す

る

- するための対策に関すること。 生時 いける原 子 炉 格 納 容 器  $\mathcal{O}$ 破 損 を 緩 和
- するための対策及び燃料体の著しい損傷大規模損壊発生時における使用済燃料貯 を緩糟 和の す水 る位 たを め確
- る放 射 性 物質  $\mathcal{O}$ 放 出 を 低 減 す
- 大規模損欠 を行うた 壊 発  $\emptyset$ 生時 に 必に 要 お なけ 体る 制発
- の結果に基づき必要な措置を講覧を整備すること。 措置を講ずること。 に評価を行うととも に、 評

(発

第十四条 に関す! の三の三十四 · : 三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。 に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転-四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電(発電用原子炉施設の運転) 同上 十三条の運転の発電

の中から選任するこかつ、原子力規制系運転に必要な知識、二前号の構成人員の |制委員会が告示で定める基準に適合したもの||識、技能及び経験を有している者であって、||員のうち運転責任者は、発電用原子炉施設の 0)

第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要的じめ原子力規制委員会の確認を受けること。電用原子炉施設の運転の保安上十分であることにつ法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、ない。 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うなの中から選任すること。 ら電 こについて、かつ、かつ、 必 要な つ、 0 事 あ発方 項

Ŧī. 電用原 原子力 力規 制委員会が告示で定める。

転 員その 他 0 炉 従業者に守らせること。 施設の運転に関する次の事 項を定め、 これを

イ 先立って確認すべき事項、その操作に必要な事・発電用原子炉施設の運転に係る操作に関し、 操作の後に確認すべき事項 安な事項及びその関し、その操作に

限(実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条て定期的に又は必要に応じて確認すべき事項(運転上の制運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じ であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置

#認の方法及び確認の時期又は実施頻度又は時期に関するないことを確認するためのものを含む。) 及び並びにその以下この条及び第十八条において同じ。) を逸脱していねが講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう

者

事項 な 確

を 除 場合 警報の発報、 に運転員その他の従業者が講ずべき措置(次号の処置報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があった )に関する事 項

[号を削

非常の場合に講ずべき処置を定め、 これを運 転員そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 

ときを除 委員会に報告すること。 転上の制限を逸脱したときは、 ただし、 その旨を直ちに原子力規 第 + 条第五 号に に掲げる

[号を削 る。

> 原子力 規制 委員会が告示で定め る

に守らせること。事項及び運転停止 運転開始に先立って確認すべき事項 後に確認すべき事項を定め、 運転の操作に これを運転員の操作に必要な

[号の細分を加える。

号 の細分を加える。

号 の細 分を加える。

七 ないことを確認した後運転を行わせること。 傷の有無について検査し、再び運転を開始することに、緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因 支障び が損

八 ること。 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に 守ら

九 第六号に掲げるときを除く。旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。 をいう。第十八条において同じ。) 子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものに関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原 運転上 一の制 限 (実施 計画 で定める発電用原子炉施設 を逸脱したときは、その ただし、 0 同 運

試験運転を行う場合には、 その目 的、 方法、 異常 0 際 に

[号を削 る。

と。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでな二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入するこ質が臨界に達するおそれがないように行うこと。 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物

規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたあって、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)で核燃料物質によって汚染された物(その放射能濃度が原 ŧ のを運搬する場合

制 核 刑委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を知に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力||(燃料物質によって汚染されたサイオ・)

三  $\mathcal{O}$ 容 次に掲げる基準に 適合するも のであること

該

容器に

外接する直方体の各

辺が十

センチメートル

以

[条を加える。]

は、訓練を受ける者が守るべれが、 発電用原子炉施設の運転が、 すべき処置等を確認の上これ 下にこれを守らせること。 き事項を定め、運転員の監督の訓練のために運転を行う場合を行わせること。

の合

ŧ で 取り扱うことが

で き、

カュ

つ、

運

足搬中に

が おそれ :がないものであること。 内圧の変化、振動等に上 動等により、 損

五. める危い 両 運 の搬立に 核燃 運 倒運 Ļ 搬 搬 経路においては、標識を設けること等の方法に険物と混載しないこと。、又は転落するおそれがないように行うこと。燃物の運搬機器への積付けは、運搬中において移 一入り をすに る者 はし、かつ、必要な箇所に見張人を配置する1以外の者及び運搬に使用する車両以外の車,では、標識を設けること等の方法により、 に原子力規制委員会の . て移 動

定

車両に が長 い積 場 載 一合に し て運 あ 0 搬 っては、保安城する場合は 立は、 安 0 た徐め行 行するとともに、 他  $\mathcal{O}$ 車 両 を伴 上走させい。運搬

制

限

る車

- 運搬物 核燃料: 使 用 行物 せずに運 に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積せずに運搬するために作られた運搬機器であって、(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積行させ、保安のため必要な監督を行わせること。 さ質 等 0 取 扱 1 に 関 Ĺ 相 当 0 知 識 及 び経験を有す 械による積 積

2

略

5

五.

略

み 及 員 び 会の 取 の卸 定め をしいの る標識を取り付けること。 た れを運 め  $\mathcal{O}$ 運収に 装 般する車両、かれた運搬 又 は 車 単両の適当な箇式れた運搬物にある 両 に 搬固 定 する な箇所に原子力にあっては、当 っててめ 0 装

2 きは、 号に を 面 て、 超えるときは 前 おけ 項の 掲 げる措置 原 る線量 れらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをも 場 合に 置 おい 、この限りでない 当 0 量率が原子力規制委 全 一部又 て、 (は一部を講ずること特別の理由により同 部を講ずることが著しく 員会の定める線量当 項第三号及び 正める線量当量率 当該運搬物の表 困 難 なと 第

3 定は、 項 第 理 二号 区 域 から第四号まで及び第七 内 に お 1 て行 わ れる 運 搬 号 に つ から第十 ١, て は、 は、適用した一号までの場 な規

する運 じて工場 五. から第十一の運搬に関い 十三 搬 年 項 又  $\mathcal{O}$ 運  $\mathcal{O}$ -七条の二まで及び核燃料物質等車だする規則(昭和五十三年総理府令: 技 輸 は 規 事 術 省 定 上の 令第七十二 業 は、 所 基準 に 核 おい 燃料 -に従って保安のために必 て行 号) 物 質等 第三条から第一 わ れる運  $\mathcal{O}$ 工 場 搬に 又 第十 は · 両 運 第五 つ 事 に必要な措置を講十九条までに規定|運搬規則(昭和 業 ては、 +所 七の 号) 外 に 適 用 お

十五

第四

条の

原

設置

者

お 子

わ

る核 れ

がて行いて行

れは、

核燃料物質の貯蔵に発電用原子炉施設を

関し、

設 項

置

したエ

事業

各号に出場又は

の規定に

ょ

り、

発 電

て置

は、謙

は、この限り

ば

はならな

ただし、

廃

止

措 次

置 0

対

象

施

設に 掲げ

ŋ

で

貯

る措置を講じな 用原子炉設置表 十五 施設から  $\overline{+}$ 兀 マいて行われるー炉設置者は、 第二 法第四 搬 項 出 なけ したときは、 0 認 十三条の る核燃料は、発電用に 可を受け、 れ ば な 5 用原子炉施設をR 三の二十二第一R この うない。 物質の 全ての核燃料物質を 限りでな ただし、 貯蔵に関 を設で頭 「引し、次の各を設置した工場又を設置した工場又 法 第 兀 十三条 廃 止 災は 号に り、 措 の 三 置 三掲のげ 対 事 発

2 二 <u>~</u> 五. 同 上 同 上

- 40 -

(工場又

の措 子力規制委員会が適当と認める措置)を講じ、 原子炉設置者 おいて行われる放射性廃棄物の廃棄に 置 置 法第四条  $\mathcal{O}$ 実施 原子力規 1は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業1十三条の三の二十二第一項の規定により、発電/所において行われる廃棄) 状 況 制 を確 委員会がやむを得 認しな け れ ば ならな な 関し、 V · と 認 廃 8 次の各号に 棄前これ、 棄 前 にこれ

+五. 略

発 電 用 原 子 炉主任技術者の選任等)

とする。ただし げない。 用 七条の二 る。ただし、複数の発電用原子炉について兼任することを原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うもの条の二 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発

- 2 める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で して三年以上であることとする。
- 発電 用 原子炉 が施設の 施設管理 一に関 する業務に 従 事し た 期 間

3 る法第四十 第四 十条第二項の規定による届出十三条の三の二十六第二項に おい 書 1の提出部数は、正本一いて読み替えて準用す

事故故障等の報告

十八条 る処置を遅滞なく原子 2処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない1該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対す(旧発電用原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれか-八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者 法第六十二条の三の規定により、

略

 $\widehat{\pm}$ 場又は立 事 業 所 内に お 1 7 行 れ る

第十六条 制委員会が適当と認める がやむを得ないと認める がやむを得ないと認める がやむを得ないと認める [一~十五 同上] 制委員会が適当と認 、設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発 射性 る方法 るときは、 ば ならない。 発験物の よることが 当該措置に代えて 廃棄に関 ただし、 できる。 原子力規 Ļ えて、原子力規 于力規制委員会 次の各号に掲

第十七条の二 法第四十三条の三の二十(発電用原子炉主任技術者の選任等)

は兼任することを妨げない。とする。ただし、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉、11日原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとにに、11日の二 法第四十三条の三の二十六第一項の規定 定に 行うも に つ よる

2 同上

した期間 発電用原 子 ,炉施 設 0 工 事 文 は 保守管理に関する業務に 従

三~四 同上

3 項の規定による届出 の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四 正本一通とする。 条

(事故故障等の報

第十八条 に該当する場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対すに該当する場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対す(旧発電用原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれか十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(事故お隣等の幸せ)

同 上

炉 に施定 ないと 号た  $\emptyset$ め用 質によって汚染された物 5 だし れたとき。  $\mathcal{O}$ 安全を確保するために必要な機能を有していれたものの点検を行った場合において、発電原子炉設置者が、発電用原子炉施設のうち実 認 書の 8 5 ときを除く。 れた場合であって、 **サ**| の 7 ただし 漏えいを防止 第十号ただし書又は第十 す っるため  $\mathcal{O}$ 機 能 を有して 电用原子 ないと

号を削る。」

0 ŧ 防 のの故障があったとき。火災により発電用原子炉 止 の措 置 によるときを除く。 炉 施設 ただし、 0 うち 当 実施 該 故 障が 計 画に定めら 消 三火又は れた 延 焼

兀

発電りであって、第十一号でいた場合であって、第十一号でいるがでするためが、の漏えいを防止するためが、は、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、 認められたとき。たに定められたもののに定められたものの の点検が ただし、 保するため (止するための機能を有していないと認め)下この条において「核燃料物質等」とい 、第十一号ただし書又は第十二号ただし が、 。ために必要な機能を有して はを行った場合において、発1 、発電用原子炉施設のうち 核 質又 は 核 燃 料 物 質によっ 11 電実 な 用施 い原計 と子画

四 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器等」という。)(一号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。)又は設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)(一号常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)(一号が、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。)の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が実用発電用原子炉及び各側に属する機器等」という。)(一号が、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画であられたとき。まずに適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)(一号が、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画であられたとき。まずに適合していないと認められたとき又は発電用原子炉及び合いで、当該第重大事故等対処設備に属する機器等」という。)(一号が、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画である基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉及び表に変められたときでは第十二号をでし書の場合を除く。

五. 故障が消 対処設備 火災により発電用 前 火又は 号の に属する機器等の故障があったとき。 安全上 延 焼 原子 0 重要な機器等又は前号の常設 防 炉 止 施 措 設 置 0 うち によるときを除 実施 計 画 ただし、 に 重 定 大事  $\emptyset$ 5 当 故 れ

Ŧī. で上設 かあの の前 0 つ制運 て、 たとき。 限転 号 をにの 当 及ほ 逸 該脱ぼ カン L 逸 す たとき、発電用原 脱に係る実 軽 原 又はなが子に 施 計 運も施 画転の設 上をの で 定 の除故 んめる措 制く。 障 限を **(**発 る 階 を 造 に 電 が講しり原 満した場より、運 り、戸、子 子 炉 れ合転施

なで上設

ったとき。

逸

脱

に係る実

施

計画

める措

つて、制限を

、当該逸に及ぼす

が、発電用原1が、発電用原1

又微子

はな炉

運も施

転の設

上をの で上をの故

障

制く。

る措置がる措置が

が脱よ用

満した場の、運

れ合転施

略略略略

略略略略

[号を削 る。

かあのの前

게케케케케케케메네 케페페리리 一号のととを 一号のとと手であってを 一号のでは 一号のでは 一号のでは 一号のでは 一号のでは 一号のでは 一一のででで 一一のでででで 一一のでででである。 一一のでででである。 一一のでででである。 一一のでででである。 一一のででである。 一のででである。 一のででである。 一のででである。 一のででである。 一のででである。 一のででは、 一のででである。 一のででである。 一のででは、 一のででである。 一のででは、 一のでは、 一のででは、 一のでは、 一では、 炉超 は 心 (実 ) 差 引 装 . うづい 係 荷 計炉き さ る文 V 画 挿 及  $\mathcal{O}$ 入され 以て設 に び操 書に 基づ う理 四操 兀 て 号作以ち位同定 れる方向に動作したとき。た けんこう において、制御棒を管理するにおいて、から他の管理位置に 定し、表示することとされて ち制御棒が最大限に挿入され ち制御棒が最大限に挿入されて もりに係るものを除く。) がら他の管理位置に でいて発電用原子炉設置者が づいて発電用原子炉設置者が 号 を .- っちを おい に に な と 係 行 きを るって 除作 原のい をな を炉除い

たがへでれきにてるががへ

条を加える。

十 五

略

実

画

検

查

条 施

0) 計

法第六十四

条 の 三

第

七

項

0

検

查

以

下

「実施

計

画

- 43 -- 32 -

御

査」と いう。 原子炉施設のうち実施計画に定められたものう。)は、次に定めるところにより行う。

- を開始した後、当該発電用原子炉施設の性能について検査を発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用申請を受けて、その工事及び性能について検査を行うこと。の開始前に、当該発電用原子炉施設を使用しようとする者の 発電用 0 使用
- 査を行うこと。 特定核燃料物質の防保安のための措置の 5)護のための措置の実施状況につい !置の実施状況について検いて検査を行うこと。

行うこと。

2 査 五. 実 ついては、毎年度一回以上行うものとする。「施計画検査のうち、前項第二号から第四号までに掲げる検えているかどうかを確認するために必要な検査を行うこと。「特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行わ

### 使用 前 検 查 $\mathcal{O}$ 申 請

に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に 九条 ればならない。 査及び第二十九条第 「使用前検 前条第 査」という。 項 第 項に規定する輸入溶 号 0 を受けようとする者は、次の各号 検査 (第二 +六条に 接検査を除く。 規 定す 提出しな らる溶接

一~六

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 

出を受けた場合には、使用前検査の実施に当たっての方法その第二十二条 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提(使用前検査実施要領書) 他 必要な事項を定めた当該申請に係る検 查実施要領 書を定める

> 第十九条 宮 検査 申 請

ない。 う。 接をするものの溶接を除く。)及び性能について行うものをい事(第二十六条第一項に規定する発電用原子炉施設であって溶 項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなけ 発電用原子 以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事 使用 炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の 前 検 査 ( 法 第六十四条の三 第七 項 0 検査 のうち、 ば なら

二~六 同同上]

使用 前 検査実施要領

第二十二条 事出 項の を受けた場合には、第二十条第一項の表の下欄に掲げる検査十二条 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提 使 用 前 検査 0 実施に当たっての 方法その他必要な事項を

Ł のとする。

査を受ける発 電用 子 施

たものの当該溶接子炉施設の溶接 るとおりとする。 」という。)を受ける発電用原子炉施設は、ものの当該溶接を除く。)について行うもの 溶接をし た発電用原子炉施設 0 検 査  $\mathcal{O}$ であ うち 次の各号に掲げ 以 下 0 7 発 「溶接検 輸入し 電 用 原

一~七 略

接検 査 の実施

略

第二十八条 査を受けることを要しない。前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲 げる場合 は、 溶 接 検

て発電用原子炉施設として使用する場合次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に 届 け

《三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令 規則第九十条の二において準用する場合を含む。 検査に合格した設備又は同規則第八 + 四条第一 項 東北 開規

四号に 発電用原子炉施設(一般高圧ガス保安規則第八十四条第一項の検定を受けた設備 る。)であって、 通 第五 商 - 六条の六の十四第二項(同法第五十六条の六の第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は 条 の て準用する場合を含む。 第五 の規定来は

> 定めた当該 申請 に 係る検 査 実 施 要 (領書を定めるも 0 とする。

接検査を受け る 発電 用 原 子 炉 施 設

第二十六条 おりとする。 入したものの当該溶 接について行うもの 下同じ。)を受ける発電用原子炉施設は、 電用 したものの当該溶 原 子 ,炉施設 0 使用 発電用原子炉施設は、次の各号に掲げると接について行う検査を除く。)をいう。以 **(**溶 接をした発電用原子炉施設であ 0 開 始 前に当該発電用 兀 -条 の 第七 項 原子  $\mathcal{O}$ 検 炉 査 施  $\mathcal{O}$ 設って輸 うち、 以

一~七 同上

2 [同上]第二十八条 [同上](溶接検査の実施)

同上

第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働出て発電用原子炉施設として使用する場合 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に1 届

発電用亰ペョ;・
を受けた設備
を受けた設備
を受けた設備
というで変別の機関では第九十条の二において準用する第八十四条第一項をしては第九十条の二において準用する第八十四条第一項若しく接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項若しくは第五十三条第一項の溶験を表現しては第五十三条第一項を表現しては第五十三条第一項の容

年通商産業省令第五十年通商産業省令第五十年の発電用原子炉施設を受けた設備 同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六二百四号)第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに発電用原子炉施設(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一発電用原子炉施設(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一 第 二項 の二十二第二項において準用する第五十六条の六の の規定による特定設備基準 - 適合証の交付 こを受け

の交付を受けたもの 規定による特 定 設 備 基 準 適

略 証

三

九入条溶 接 第十八 申

項を記載し 検査」と 発電 L 用 いう。 たも 原 た申 子 0 -請書を原子力規制委員会に提出しなければなら) を受けようとする者は、次の各号に掲げる事いの当該溶接について行うもの(以下「輸入溶接 施 設の 条の うち 第 第二十 項 第 六条各号に 号 0) 検 査 0 うち げる  $\mathcal{O}$ 溶 接をし で あっ

2 { 4 <u>\_</u> \ 兀

第三十四条から第四 十 条ま 削

除

た

ŧ

0

三 同 上

輸

請

2~4 同上] 「一~四 同上」 「一~ 「一~ 「一~ 「一~ 」 「一~ 」 「一~ 」 「一~ 」 「一~ 」 で受けようとする溶接について行うものをいう。以下同じ。)を受けようとする にって 動入したものの当該 + 九入条溶 接検査 入溶 接 申 検 査 法 第六 + 匝 条の三 第 七 項 0 検 査  $\mathcal{O}$ う

「非認定期検査の申請) 第三十四条 施設定期検査の使用を開始した後、一年以内ごとに一 いう。以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる 事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原 子力規制委員会に提出しなければならない。 子の氏名 の氏名 こ 発電用原子炉施設をできる。 こ 発電用原子炉施設をできる。

在地

子 炉 施 設 0 種 類 及

る書類を添えて提出しなければならない。 2 前項の申請には、施設定期検査に関する放射型 施設定期検査を受けようとする期日 び施設番号 2 射 線 管 理 を 明

す

3 の申請 書又 は 前 項 0 書類 0 内容に変更があ った場合

**- 46 -**- 35 -

ならない。は、速やかにその 変更 0 内 容 を 説 明 する書 類 を 提 出 L な け れ

ば

4 項の 申請 書及 び 前 項 0 書 類  $\mathcal{O}$ 提 出 部 数 をは、 正 本 通 と

この限りでない。
で定めるものの性能に
十三条の三の三十四第
十三条の三の三十四第 ・ 象施設に核燃料物質が存在する場合を除き・ 四第二項の認可を受けた発電用原子炉について行うものとする。ただし、法第 期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計 実施) きつ第計画 い四画

て行うものとする。る施設のうち、核燃

燃場

物に

質お

のい

取て

扱いは、

又 施

設 は

検査

11

貯蔵 定期

に

係

るも は、

の次に

つ掲

各号に 掲 げる場合 は、 施

会回が、 施施 設定期: 検検 査 査 を受行 けう

一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵:

一 放射線管理施設

一 放射線管理施設

一 使用の状況から一年以内ごとに一旦

一 使用の状況から一年以内ごとに一旦

必要がないと認めて原子力規制委員会

必要がないと認めて原子力規制委員会

とが著しく困難であると認めて京子力

とが著しく困難であると認めて京子力

とが著しく困難であると認めて京子力

とが著しく困難であると

こ 災害その他非常の場合において、施 g会が施設な 検査を受ける 定期

|難であ

氏名又は名4 氏名又は名4 氏名又は名4 名称 いを記 文は |載した申請書を原子力規制委員で二号の承認を受けようとする者で時期を定めて承認したとき。 住 所 並 一びに法人にあっては、 その代 会は、 提次 出の 表 し各

**- 47 -**- 36 -

在地 発電用 原 子 炉 施 設 を設 置 L た工 場又は 事業 所 0 名 称 及 び

所

5

### 第三十六条 削 除

を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項第三十七条 原子力規制委員会は、第三十四条第一項の申請書の(施設定期検査実施要領書) 項の

### 削 除

第三十九条 原 (たときは、施設定期検査終了証一十九条 原子力規制委員会は、(施設定期検査終了証) 証を交付する。 施設定期検査 を終 たと

ては、廃止措置の実施状況に芯じ、毎年99人9斤・~~十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあっは、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。)第四十条 保安検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、保

第四 条の3第8項において準用する同法<u>第61条の2の2第4項</u>の規 定による 別記様式(第42条関係 職名及び氏名 よるものとする。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64 (身分を示す証明書) 条の二の二第四項の身分を示す証明書の様式は、別記様式に十二条 法第六十四条の三第八項において準用する法第六十 祌 スタンプ 芷 E 牵 分 表 謂 肥 国 眦 年年 徭 月月 Ш Ш 交付付 # 声 する。
条第七項の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものと第四十二条 法第六十四条の三第八項において準用する法第十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第8項において準用する同法<u>第12条第7項</u>の規定による 第四十一条 別記様式 物質の防護のための措置に係る検査は、毎年一回行うものとす四十一条 法第六十四条の三第七項の検査のうち、特定核燃料(特定核燃料物質の防護のための措置の実施についての検査) 職名及び氏名 (身分を示す証明書) 钟 (第42条関係 苗 承 Œ 分 表 帽 罡 国 眦 年年 徭 月 月 шш 交 1 个 声

2

のための措置の適正な実施を確保するため必要があると認める前項に掲げるもののほか、保安検査は、実施計画による保安

ときに行うものとする。

嶣 原子力規制委員会 正

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (磊 (世)

第61条の2の2

(器)

- 則で定めるものを行うことができる。 る当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規 <u>原子力規制検査</u>に当たつては、原子力規制委員会の指定す
- 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 帳簿 、書類その他必要な物件の検査
- 関係者に対する質問

験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出

- 身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるとき 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その これを提示しなければならない。
- ものと解してはならない。 <u>第3項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた

徧 妣 [器]

寅 国

第64条の3 (器)

 $2\sim 6$ 燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われてい 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核 (器)

嶣

原子力規制委員会

프

核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (世)

第12条 (器)

 $2\sim5$ (器)

- 定めるものを行うことができる。
- 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 関係者に対する質問

核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出

( 理

- 7 を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない 験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせるこ 前項第1号の規定により<u>職員</u>が立ち入るときは、その身分
- のと解してはならない。 <u>第6項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた

 $\infty$ 

瘟 妣 [同左]

患 国

第64条の3

 $\sim$  6 (器)

燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われてい 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定

力規制委員会が行う検査を受けなければならない。 るかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子

制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする 子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、 査について準用する。この場合において、<u>同条第3項中</u> <u>第61条の2の2第3項から第5項まで</u>の規定は、前項の検 について準用する。この場合において、<u>同条第3項中</u>「原 「原子力規

若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 「割る。」 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役

提出しなかつた者 第64条の3第1項の規定に違反して実施計画を

二十七の四 第64条の3第4項の規定による命令に違反した 第64条の3第6項の規定による命令に違反した

「削る。

[削る。]

「割る。」

業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従

> 力規制委員会が行う検査を受けなければならない。 るかどうかについて、実施計画の定めるところにより、 原子

 $\infty$ 

- 定めるもの」とあるのは るのは「第64条の3第7項」と、 て準用する。この場合において、 と読み替えるものとする。 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査につい 「原子力規制委員会が定めるもの」 同条第6項中「前項」とあ 「原子力規制委員会規則で
- 第78条 若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 [加える。] 対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 は試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において 準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しく 3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役

し加える。

し加える。

提出しなかった者 第64条の3第1項の規定に違反して実施計画 14

第64条の3第4項の規定による命令に違反した

第64条の3第6項の規定による命令に違反した

[加える。]

の罰金刑を科する。 に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条 定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人 使用者に係る部分を除く。)、第6号、第6号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 除く。)、第26号の2 (試験研究炉等設置者及び使用者に く。)、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2(試験研究炉等 係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第2 設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を 8号の2 に係る部分を除く。)、第4号 く。)又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。 、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除 第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除 第78条第1号、第3号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除 1億円以下の罰金刑 (試験研究炉等設置者及び使用 (試験研究炉等設置者及び

備考

表中

0)

0

記載は注記である。

原 子力規 制委員会告示第

号

原 子 力 利 用 に お け る安 全対 策  $\mathcal{O}$ 強 化  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 核 原 料 物 質、 核 燃 料物質及び 原子 炉 0 規 制 に 関 はする法語 律 等  $\mathcal{O}$ 

部 を改 正 す Ź 法 律 平 成 <u>-</u> 九 年 法 律 第 + 五. 号)  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 施 行 及 び 原 子 力 利 用 に お け る 安 全 対 策  $\mathcal{O}$ 強 化  $\mathcal{O}$ 

た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 核 原 料 物 質 核 燃 料 物 質 及び 原 子 炉  $\mathcal{O}$ 規 制 12 関 す る 法 律 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 ずす る 法 律  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 Š

関 係 政 令 0) 整 備 等 及 び 経 過 措 置 に 関 す る政 令 ( 令 和 元 年 政 **以令第百** 五 + 五号)  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 1 並 び 12 核 原 料 物

質 核 燃 料 物 質 及 び 原子 炉  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 す る法 律 昭昭 和 三十二年 法 律 第 百六十六号) 第六 + 匹 条  $\mathcal{O}$ 第 八 項

お 1 7 読 4 替えて 準 用 す る同 法 第六 + 条 の <u>ニ</u> の <u>ニ</u> 第三項 及 び 東 京 電 力 株 式 会社 福 島 第 原 子 力 発 電 所 原 子

炉 施 設  $\mathcal{O}$ 保 安及 び 特 定 核 燃料 物 質  $\mathcal{O}$ 防 護 に 関 す んる規則 平 成二十 五年 原 子 力 規制 委員 (会規則第二 号) 第十 几

条 及び 第 + 兀 条 の 二 の 規定に対 、基づき、 東京 電 力 株 式 会社 福 島 第 原子 力 発 電 所 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 保安及び )特定: 核

燃料 物 質  $\mathcal{O}$ 防 護 に 関 L て 必 要 な 事 項 でを定め る告 示  $\mathcal{O}$ 部 を改一 正 す ,る告示: を次  $\mathcal{O}$ よう んに定め る。

令 和 年 月 日

原子 力規制委員会委員長 更 田 豊 志

東京 電 力株式会社福島 第 原子 力発電 所原子炉施設 の保安及び特定核 燃料物質  $\mathcal{O}$ 防護 に 関 7 必 要な

# 事項を定める告示の一部を改正する告示

# (改正の対象となる告示の一部改正)

第一条——東京電力株 水式会社! 福島第 原子力発電 所 原 子 炉 施設 0 保安及び 特定核 燃 ※料物 質 の防 護に関 て必必

要な事項を定める告示 (平成二十五年原子力規制委員会告示第三号)の一 部を、 別表により改正する。

場合において、 - 前条の同表中の傍線、 破線及び二重傍線の意義は、 次に掲げるとおりとする。

改正 前欄 に掲げ る規定の傍線を付し又は破線 で囲 んだ部分をこれに順次対応する改正 後欄に掲げ , る規

定の傍 線を付 L 又 は 破線 で囲 んだ部 分のように改めること。

条項番号その他の標記部分

(以下単に

「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正

前欄

及

び 改正 後欄に対応して掲げている場合であって、 標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、 改

正 前 欄 に掲げる規定を改正 後欄 に掲げるも 0 のように改めること。

三 標記 部分に二重 一傍線 を付 L た規定を改 Ī 後 欄 に掲 げている場合であって、 改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

## (施行期目)

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関

する法律等の一部を改正する法律--(平成二十九年法律第十五号)-第三条の規定の施行の日 (令和二年四

月

日)から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

正に関する表 - (第十条関係)- 正に関する表 - (第十条関係)- 原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改別表 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改

	(外部放射線に係る線量等の算定)  3 等価線量は、次のとおりとする。 [一・二 略]  2 [略]  3 等価線量は、次のとおりとする。 [一・二 略]  三 第五条第一項第四号に規定する女子の腹部表面の等価線量は、次のとおりとする。 「4~6 略]  「 運転管理責任者に係る基準)  第十条 規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める第十条 規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める。 「	改 正 後
原子力規制委員会に提出しなければならない。「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を第十一条「規則第十四条第四号の確認を受けようとする者(以下(基準に係る確認を受けようとする者の申請)	(外部放射線に係る線量等の算定) 第九条 [同上] 3 [同上] [一・二 同上] [一・二 同上] [二・二 同上] [一・二 同上] [一・二 同上] [個上] [本 第六条第一項第四号に規定する女子の腹部表面の等価線量 [四 第二 第六条第一項第四号に規定する女子の腹部表面の等価線量 [本 (以下「基準」という。) は、次に掲げるものとする。 「同上] [同上] [四 発電用原子炉に関する知識及び技能であって、次に掲げるものを有していること。 本のを有していること。 [四 発電用原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。 [ロ ~ 二 同上]	改正前

た物の放射能濃度の限度等) 封入することを要しな い核燃料物質によって汚染され

るA2値の一万分の一とする。 技術上の基準に係る細目等を定める告示) の定める限度は、 (核燃料物質等の 規則第十四条の二第一 一グラム当たり平成二年科学技術庁告示第五四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会 |細目等を定める告示)第三条第一号に定め工場又は事業所の外における運搬に関する

コンクリートその他の固型化材料によって固型化すること射線障害防止のための措置は、次のとおりとする。則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会の定め 飛散又は漏えいを防止すること。

> ことを含む。)。 と(合否の判定に係る職員の資格及び数並びに設備に関する) 基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関するこ基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること。

基準に適合した者に係る有効期間に関すること。 基準に適合した者に係る更新の手続に関すること。

の保安上十分であることを確認するものとして半気を行うのに十分であり、かつ、発電 同条に規定する申請が基準に前条の申請書による書面審査! 適

前項の規定による確認をしたときは

2 申請者にその旨を通知するものとする。 原子力規制委員会は、

3 その旨を公表するものとする。 原子力規制委員会は、 前項の 記載による通 知をしたときは

第一項に規定する確認は、 三年を限り有効とする。

安全上重要な機器等

第十三条 げる型式及び設備について同表の下欄に掲げる機器及び構造物経済産業省告示第三百二十七号)に定める表の上欄第一号に掲及び構造物は、安全上重要な機器等を定める告示(平成十五年7十三条 規則第十八条第四号の原子力規制委員会の定める機器 とする。 げる型式及び設備

外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるよう雨水等が容易に浸透しないようにすること。

にすること。

た物の放射能濃度の限度等)

第十三条の二|規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委 **貴金の定める限度は、一グラム当たり平成二年科学技術庁告示** する技術上の基準に係る細目等を定める告示)第三条第一号に 第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に開

2 規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会の定め

る放射線障害防止のための措置は、次のとおりとする。 等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。 - コンクリートその他の固型化材料によって固型化すること

二雨水等が容易に浸透しないようにすること。

にすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に

第十三条の井二 規則係る承認の申請書) ものとする。 承認の申請は、 次に掲げる事項を記載した申請書によって行う規則第十四条の二第一項第二号ロの規定による

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 の氏名 その代表者

運搬する物の種類、 数量、 形状及び 性

運搬の日時及び経路

搬に当たって講ずる放射線障害防 止 0) ため

の措

(運搬物及び 運搬機器に係る線量当量率

[条を加える。

**- 58 -**- 3 -

第十三条の 員会の定め 則 量第 記おける線量当量率については、二ミリー率は、次のとおりとする。十四条の二第一項第四号の原子力規制委 次のとおりとする。余の二第一項第四号の [条を加える。

- シー シーベルトな 運搬するぬ 物の 表 面
- 1の下面)における線量当量率については、成型の車両にあっては、その外輪郭に接す1マイクロシーベルト毎時(面から一メートルの距離における線量当量
- 二 運搬する物の表面から一メートルの距離におけた。次号において同じ。)の表面におっては、そのこまリシーベルト毎時では、百マイクロシーベルト毎時では、1000元のでは、100 線量当量率についその外輪郭に接す
  - における線量当量
- け る線量当

三条の井四

- 員会の定める危険物、 一項に規定する火車 一項に規定する高圧ガス ( 規定する高圧ガス ( 埋発油、アルコー って、引火点が摂氏 が 地酸、硫酸、硫酸、硝酸、体積比で十パーセント

各号に 掲 げ るも 安全な 運 搬を損なうおそれ

[条を加える。

(工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に係る線量当量等十三条の4人 規則第十四条の二第二項ただし書の原子力規制(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)	講する特の表面及び表面から 搬する物の表面及び表面から ったする運搬機器をいう。)の 一定する運搬機器をいう。)の 搬に使用する客器の種類及び 搬に使用する者の被ばく管理 搬に従事する者ののほか放射線 一号に掲げるもののほか放射線 当量率	世代 は名称及び住所並び 又は名称及び住所並び 又は名称及び住所並び でものの重領、数量及	三年通商産業省告示第六百六十六号)別記のものとする。運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示(昭和五十員会の定める標識は、工場又は事業所における核燃料物質等の第十三条の本五 規則第十四条の二第一項第十号の原子力規制委(標識)
[条を加える。]		[条を加える。]	[条を加える。]

量当量率は、一センチメートル線量当量率として算定する。第十三条の北八の第十三条の中三、第十三条の廿六及び前条の 四 -四条 法第六-(検査を行う職員 第六十 の算定 事等子:: 次のとおりとする。 次のとおりとする。 水六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会が定める事で、 水六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会が定める事で、 水六十一条の三第八項において読み替えて準用す 表 核原料物質、は従業者その他間 に限る。)をさせること。はその他の必要な試料の提出核原料物質、核燃料物質、 帳 事務所又は工場若しく 中 原子力規制委員会が認めた場合は、この限りでない。 0 書 類 十員四の 0 関 設 記 条権限 係 備 載 は注記であ 機器その他必要な物件 は事 対する質問 (試験 業 所 る のため必要な最小限度の一物質によって汚染された 0 立 入り 0 検 止める事項で準用する 前条の た線 一 保安のための措置に係る部分の検査にあっている分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。の原子力規制委員会が定める事項は、次の各号に開発・出第六十四条の三第八項で準用する法第一(検査を行う職員の権限) \_条を加える。 ロ 帳簿、書類、設備、機イ 事務所又は事業所へのっては、次に掲げる事項 [号を加 る事項 号を加える。 ハロイ 口 1 に限る。)をさせることの他の必要な試料の提出 ては、次に掲げる事項特定核燃料物質の防護の 必要な最小限 核原料物質、技能のでは、 特定核燃料 従業者その 事務所又は工場 える。 料物質その他の必要な試料のの他関係者に対する質問類、設備、機器その他必要なは事業所への立入り 度 0) 核燃料物質、核燃料物質に1関係者に対する質問 備、 若しくは 機器その他必要 限 る。 ため 試 )<br />
をさせること 一験のため必要な最小核燃料物質に汚染さ  $\mathcal{O}$ 措 置 次の各号に掲げる検 要な 要のな立 に の提出 係 る部 物 物 入 件 件 は、 0 分  $\mathcal{O}$ 会試 取小限度の 果された者? 検 0) 検 次に 条第六 験 検 査

量そ

査

の項

掲

査

に

あ

0) た

め